

発議第2号

令和4年3月24日

香芝市議会議長 様

発議者 香芝市議会議員 下 村 佳 史
河 杉 博 之
小 西 高 吉
中 山 武 彦
上田井 良 二
芦 高 清 友
木 下 充 啓
眞 鍋 亜 樹

青木恒子議員に対する懲罰動議

次の理由により、青木恒子議員に懲罰を科されたいので地方自治法第135条第2項及び香芝市議会会議規則第154条第1項の規定により動議を提出します。

理由

令和4年発議第1号の議決における青木恒子議員の多数決の原則を無視するという行いは、民主主義の根幹を揺るがす議会議員としてあるまじき行為であり、議案に賛成した議員を愚弄するものであります。

前記の行為は断固として許すまじき行為であり、無論看過できるものではありません。

従って、今回の青木恒子議員の行為はさらなる懲罰事犯の発生であり、地方自治法第135条第2項の規定に基づき、懲罰を科すことを求めます。